

令和4年10月19日
一般社団法人マリノフォーラム21

平成30年6月、農林水産業・地域の活力創造本部は「農林水産業・地域の活力創造プラン」において「水産政策の改革」を策定し、この改革の一環として、国は国内外の需要を見据えた生産から販売・輸出に至る養殖業成長産業化総合戦略を策定し、養殖業の本格的な振興に取り組むこととしています。

養殖業の成長産業化にあたっては、生理、遺伝、育種、魚病、栄養、代謝、繁殖、環境など多岐にわたる分野が連携して科学的知見に基づいた技術開発を行うため、各研究機関の連携強化を進めるとともに、養殖業・加工・流通等の各分野におけるステークホルダーが直面している課題の解決に向けた技術開発が急務となっています。

このような状況を踏まえ、養殖業成長産業化提案公募型実証事業（以下「本事業」という。）では、国が進める養殖業成長産業化を実現するため、養殖業における生産性向上又は収益性向上のための技術開発・実証に取り組む民間企業や研究機関等に対して助成金を交付することとし、養殖業の成長産業化を実現するための研究開発のテーマに沿った養殖業技術開発計画を広く公募します。

助成金を応募する際の注意点

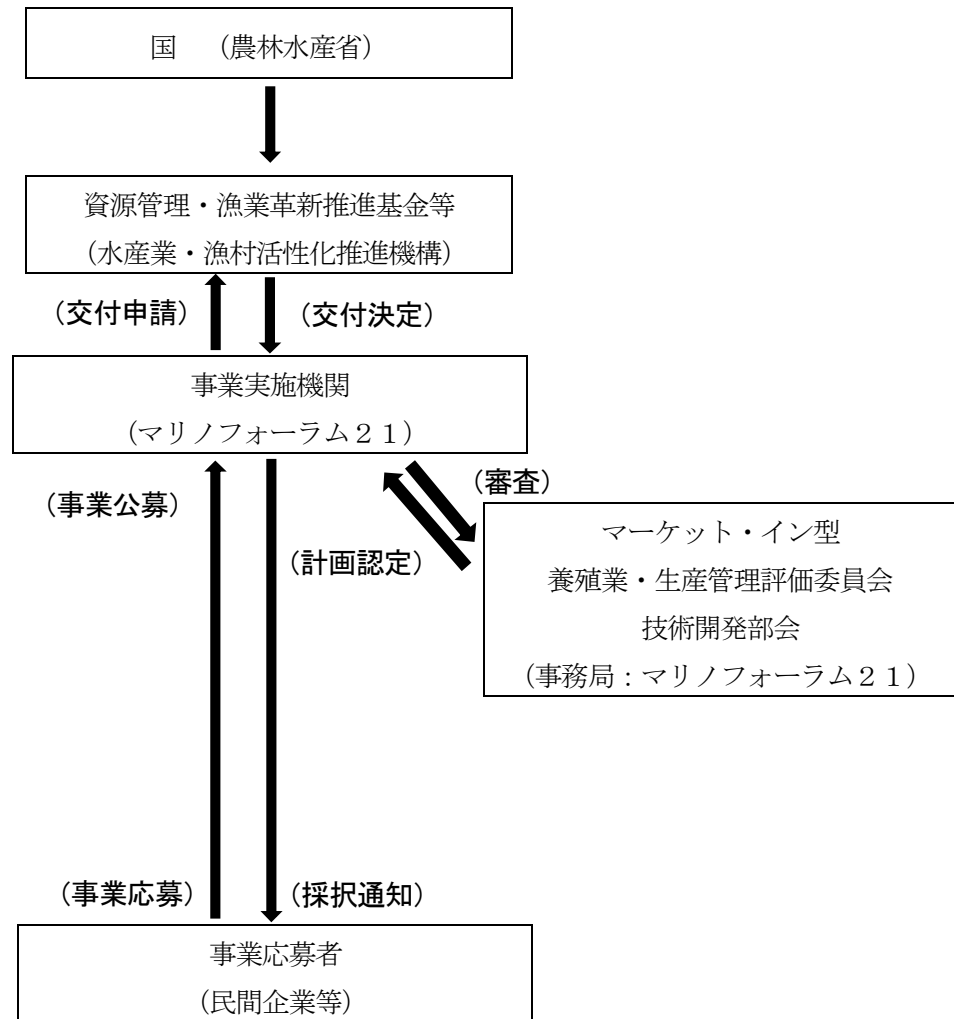
- ① 助成金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、助成金を不正に受給した疑いがある場合には、水産業・漁村活性化推進機構（以下、「水漁機構」という。）及び一般社団法人マリノフォーラム21（以下、「本会」という。）として、助成金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合には、助成金の受給者立ち会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、助成金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められた時は、当該助成金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の助成金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、農林水産省及び水漁機構から新たな助成金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 助成金に係る不正行為に対しては、助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「助成金適化法」という。）第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ助成金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 本会から助成金の交付決定を通知する前において、発注等を行った経費については、助成金の交付対象となりません。
- ⑥ 助成金で取得、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該財産の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について農林水産大臣の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

1 事業概要

1-1. 事業の趣旨

国が進める養殖業成長産業化を実現するため、養殖業成長産業化に資する専門的な知識・技術を持つ組織・団体等に対して、助成金を交付することで、養殖業の生産性向上又は収益性向上を推進する事業です。

1-2. 事業スキーム



1-3. 支援内容、対象者・対象養殖種

支援内容	技術開発・実証にかかる経費の1／2までを助成（上限5,000万円）
対象者	ア 民間企業、一般若しくは公益法人、NPO法人、協同組合、養殖経営体又は養殖経営グループ イ 大学及び大学共同利用機関 ウ 国立研究開発法人、特殊法人及び認可法人 エ 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

対象養殖種	特に制限はありませんが、養殖業成長産業化総合戦略の趣旨に沿うものが優先されます。
-------	--

1－4．公募対象の技術開発分野

以下の分野を公募の対象とします。

- ① 養殖製品の品質保持・管理に関する技術開発
- ② 漁場環境モニタリングと活用に関する技術開発
- ③ スマート水産業の推進に関する技術開発
- ④ 新魚種・新養殖システムの推進に関する技術開発
- ⑤ 魚病関連対策に関する技術開発
- ⑥ 配合飼料等の水産資材に関する技術開発

なお、各分野の詳細は以下の通りです。具体例なども挙げていますが、これらに拘泥せず実用的なアイデアを広く募集します。

① 養殖製品の品質保持・管理に関する技術開発

加工技術開発では養殖魚（ブリ・タイ・マグロ）の血合い部分の褐変が価値を下げる要因となっています。そのため、褐変の発生機構を解明するとともに、褐変防止技術の酸素充填解凍技術（MAP 技術）の実用化が進められています。これ以外にも、脱血処理による魚臭の抑制及び品質維持、シャーベット状の氷による魚体の損傷軽減かつ急速冷却による高鮮度保持、解凍時にドリップの出にくい凍結技術による冷凍品の品質向上など、水産加工品に対する品質維持・向上技術が開発されてきています。

また、養殖では市場が求める定質・定量・定価格・定時の生産が可能です。市場のニーズに応じた多様な製品形態（原魚、ドレス、ロイン、部位の細分化等）や国内外の市場の動向によって取引価格に大きな差が出る傾向があります。そのため、市場が求める製品形態や品質保持期間に合わせた生産・加工・流通システムの開発、さらに、付加価値を向上させるため、養殖魚の品質評価を簡便・迅速に行う機器の開発も行われています。

本分野では、これまで進められてきている養殖製品の品質保持・管理についての技術開発の実装に加え、販路拡大及び国際取引で求められるニーズに対応できる新たな技術開発等を募集します。

② 漁場環境モニタリングと活用に関する技術開発

自然環境に依存して営まれている養殖業は、水温の急激な変動や赤潮の発生等により大きな影響を受けますが、一方で養殖を行うことによる施設周辺海域の水質及び底質環境への影響を最小限にする配慮が求められています。このため、養殖漁場周辺の水質や底質などの環境要因のモニタリングを正確かつ迅速に把握する技術開発が進められているほか、電氣的制御による底質環境の改善を可能にする技術の開発が行われています。

本分野では、給餌養殖・無給餌養殖を問わず漁場特性や養殖生物特性に応じた適正な養殖生産量を推定する手法を開発するとともに、開発技術を踏まえた漁場環境評価の経時把握システムを構築することにより環境と調和した持続的な養殖業に資する技術開発等を募集します。

③ スマート水産業の推進に関する技術開発

近年、養殖業においても、人工衛星のデータとスマートブイ等の実測データ等（IoT）や人工知能技術（AI）などの情報通信技術（ICT）を活用した取組が始まっています。給餌養殖では、自動給餌システム及び漁場環境の状況をリアルタイムで共有・把握する自動観測システム、パソコンやスマートフォンなどの操作で水中カメラ等の画像から養殖魚の数やサイズ、摂餌状況を確認できるシステムなどが開発され、作業性の効率化・省力化が向上してきています。

本分野では、養殖生産物の生産状況モニターや成長曲線、給餌等コスト表示システムの導入に加え、海水温等、赤潮、貝毒及び魚病等の漁海況の状況予測等を表示するシステムの導入、ICT 及び AI を活用した養殖生産管理及びデータ蓄積による改善や消費者ニーズに対応する販売管理、IoT を利用した漁場環境変化や有害赤潮発生等の予察情報の迅速な提供による有害赤潮、貧酸素水塊、水温変化等による被害の軽減、貝類養殖における生体モニタリング等の適正管理支援技術など ICT を活用した漁場環境情報のリアルタイムモニタリングによる環境保全に配慮した養殖生産の工程管理などに資する技術開発等を募集します。

④ 新魚種・新養殖システムの推進に関する技術開発

これまで養殖場として利活用されてきた場所は潮流や波浪による影響が小さい沿岸の静穏水域でしたが、このような静穏水域に新たに大規模な養殖を展開する余地はほとんどありません。

近年、施設資材の高度化や建築技術の発展により、従来の小割型生け簀と比較して波浪や自然災害に対して強靱性のある浮沈式の大型生け簀が開発されています。このような技術を用いて、コスト削減と省力化を目的とした遠隔自動給餌システムを導入した大規模な沖合養殖プラントが建設されるようになり、ICT を活用し大規模化・省力化された形態の養殖業が社会実装される段階に進んでいます。

また、陸上養殖は飼育環境を人為的に管理できることから、生産性向上や品質管理が容易となり、多様な魚種の飼育も可能で、新たなブランド魚の育成及びトレーサビリティにも対応しやすいという利点があります。施設整備のインニシャルコストや電気使用量等のランニングコストが高額になることが課題として挙げられますが、地域によっては周年安定した水温で清浄な水質が得られる地下海水の他に、温泉水などを熱源として利用しコスト削減も図られています。さらに、陸上養殖の飼育水を利用した水耕栽培と水産養殖を掛け合わせたアクアポニックスへの取組も進められています。

本分野では、我が国のさけ・ます孵化放流や栽培漁業で蓄積された 50 種以上の種苗生産技術などを養殖業へ転用した地域産業の活性化にもつながるような新魚種養殖生産システムの開発、陸上養殖及び遠隔自動給餌システムを備えた大規模沖合養殖など生産性の向上だけでなく気候変動による災害リスクの高まりや労働安全・省力化にも対応した新たな養殖生産システム、ハタ科魚類（スジアラ、クエ等）などの新規養殖対象魚種に対して飼育技術及び管理の高度化、貝類や海藻類などの無給餌養殖を進めるための ICT や AI の活用などに関する技術開発等を募集します。

⑤ 魚病関連対策に関する技術開発

魚類養殖の生産性向上には、魚病による被害を減少させることが重要な課題のひとつとなっています。このため、魚病を予防し、同時に消費者の関心が高い安全性の確保や、薬剤耐性菌対策のワクチン開発・使用が進められています。魚類養殖が盛んな地域では、地域が一体となってワクチン接種を普及

させる取り組みも開始されています。また、サケ科魚類の赤血球封入体症候群（EIBS）等の培養できない病原体を原因とする疾病やサケ科魚類の伝染性造血器壊死症（IHN）等の不活化ワクチンでは対応が難しい疾病への対応として、近年、DNA ワクチンの研究・開発が進められています。今後も、DNA ワクチン等の新たな技術を活用した研究・開発の推進が必要となっています。

本分野では、薬剤耐性菌対策や従来のワクチンでは対応が難しい魚病に対応するため、DNA ワクチン等の新たな技術を活用したワクチンの研究・開発など、魚病関連対策に資する技術開発等を募集します。

⑥ 配合飼料等の水産資材に関する技術開発

我が国における魚類養殖では、飼餌料代が生産コスト全体の6割から7割を占める上、現在、世界的な魚粉価格の高止まりや養殖生産の拡大による世界的な魚粉調達競争のなか、魚粉に替わる大豆やトウモロコシなどの植物性原料及びチキンミールやフェザーミール、昆虫などの動物性原料を用いた低コスト配合飼料の開発研究が必要です。現在、魚粉の削減率が淡水魚用飼料では80%、海水魚用飼料では40～50%といった配合飼料が開発されています。低コストの配合飼料開発に当たっては、養殖魚との相性を踏まえた成長を確保した開発が必要であることから、カロリー等の栄養面を確保するだけでなく、養殖魚の嗜好性を踏まえた「食味」も考慮することが重要です。この他に、細菌によるタンパク合成を魚粉代替タンパクとして活用するための研究も取り組まれています。

本分野では、養殖生産対象種の生物代謝と栄養摂取のメカニズムから高成長や良い味を実現するための成分・量を特定するメタボローム解析等の新たな解析技術を活用、微細藻類やワムシ類などの餌料生物の元種の維持・管理も含めた新たな安定大量培養方法や栄養強化手法などの天然餌料の効率的な利用、性状や物性に配慮した養殖用配合飼料等の水産資材、外国産魚粉の代替タンパク源として昆虫その他のタンパク等の利用促進などに関する技術開発等を募集します。

1－5．審査方法

有識者によって構成されるマーケット・イン型養殖業・生産管理評価委員会技術開発部会（以下「技術開発部会」という。）を開催し、同技術開発部会の評価を踏まえた上で、提案された計画書の採択を決定します。

1－6．事業実施期間

本事業の事業実施期間は令和9年3月31日までを予定しています。

申請者は、上記の期間のうち最長3年間まで事業を実施することが可能です。ただし、年度ごとに事業の進捗状況を報告していただき、技術開発部会の評価によっては事業期間が短縮されることがあります。

1－7．応募資格

（1）応募の要件等

本事業への応募は、次のア～エに掲げる企業、団体等が単独で行う、あるいはこれらの全部または一部で構成される共同実施機関（以下、「JV」という。）で行うものとします。なお応募される企業等は法人格を有している必要があります。本事業は直接採択方式であり、実証課題の一部又は全部を受託者が他の者に再委託することはできません。

ア 民間企業、一般又は公益法人、NPO法人、協同組合養殖経営体及び養殖経営グループ

- イ 大学及び大学共同利用機関
- ウ 国立研究開発法人、特殊法人及び認可法人
- エ 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

JVが本事業を受託しようとする場合には、JVに参画する者のそれぞれの分担関係を明確にした上で、応募は代表機関から行っていただく必要があります。また、代表機関に所属する者の中から当該課題の実証計画の企画立案、実施、成果管理を総括する代表者（以下、「実施代表者」という。）を定めなければなりません。

※実施代表者には、日常的に本会等からの連絡を受けることが可能な者を充てることとし、JVの連絡調整を確実に遂行できる者を選任してください。

なお、採択に際して、実証計画の内容の変更を条件として付す場合があります。

（２）代表機関の資格要件等

代表機関は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有し、以下の２つの条件を満たす者であること。
 - ア 実証を行うための体制を有すること。
 - イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ② 原則として、令和01・02・03年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」または令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」を有していること。
- ③ 日本国内の研究開発拠点及び養殖場等において事業を実施すること。
- ④ 応募者が助成を受けようとする実証について、実証課題の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、実証代表者及び経理統括責任者を設置していること。

2 助成対象経費及び支払方法

2-1. 助成対象経費の範囲

本事業は、事業費に助成対象経費と自己資金を計上できます。助成対象経費及び自己資金に計上可能な経費は、別紙1に掲げるとおりとします。

なお、事業計画書には、自己資金を含めた全体事業費を記載いただきます。

2-2. 助成対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、助成対象となりません。

- (1) 助成金の交付決定日より前に、発注、購入、契約等発生した経費
- (2) 建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額）
- (5) その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2-3. 助成金額及び助成率

助成金額の上限は事業実施期間を通算して、1件につき総額5,000万円を目安にしています。採択された事業の必要経費の額によって、各分野で採択される事業数変動する可能性があります。

助成率は、事業必要経費の1/2以下とします。

2-4. 助成金の支払

(1) 支払時期

助成金の支払は原則として事業終了後の精算払となります。

※ 事業実施者からの請求により、必要があると認められる金額について概算払をすることができます。

(2) 支払額の確定方法

事業終了後、事業実施者から提出いただく書類（必要経費支援：実施状況報告書と請求書）に基づき支払額を確定します。

支払額は、助成対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要した経費と認められる費用の合計となります。

このため、全ての支出にはその収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これに満たない経費については支払額の対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

3 応募手続き

3-1. 募集期間

募集期間を令和4年10月19日(水)～11月25日(金)とします。

※ 申請書類については、締め切り日の17時必着とします。

3-2. 応募書類及び部数

郵送・宅配便等の場合には、以下の各書類1部を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、赤字で「養殖業成長産業化提案公募型実証事業計画書在中」と記載してください。

メールの場合には、タイトルを「養殖業成長産業化提案公募型実証事業計画書」としてください。

応募書類は①養殖業成長産業化提案公募型実証事業計画書、②事業概要ポンチ絵、③企業パンフレット等④令和01・02・03年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分の有資格証または令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分の有資格証(写し)、⑤共同企業体契約書等とします。

3-3. 養殖業成長産業化提案公募型実証事業養殖計画等の提出に当たっての注意事項

- (1) 本事業に使用する言語は日本語とし、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した本事業計画書等は、変更することができません。
- (3) 本事業計画等に虚偽の記載があった場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した本事業計画書等は、無効とします。
- (5) 本事業等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。本事業計画書等の提出は、原則として郵送及び宅配便、やむを得ない場合には持参も可としますが、FAXによる提出は受け付けません。
- (6) 郵送の場合には、簡易書留や特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (7) 提出後の本事業計画書等については、採択、不採択にかかわらず返却はしませんので御了承ください。
- (8) 提出された申請書類の取扱については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

3-4. 養殖業成長産業化提案公募型実証事業計画書の提出先及び問い合わせ先

	提出方法	送付先及び担当	TEL・Eメール
事業内容、申請書類作成に関する問い合わせ先及び提出先	書面 又は 電子媒体	〒104-0032 東京都中央区八丁堀1丁目5番2号 はごろもビル5F 一般社団法人マリノフォーラム21 (担当：宮川、日向野)	03-6280-2792 aqua@mf21.or.jp

※電話でのお問い合わせは月曜日から金曜日(祝日を除く)の9:30～17:00までとします。

3-5. 助成金支援候補者の選定基準等

別紙2の審査基準に基づき、技術開発部会の審査を経て支援候補者として選定（選定は、技術開発部会による書面審査及び場合によっては対面審査を実施する。）された申請者（以下「事業実施者」という。）に対しては交付決定通知を行います。それ以外の課題提案者に対しては認定に至らなかった旨をそれぞれ書面又は電子メールにて通知します。また、審査結果の全体概要は本会のウェブサイトにて公表します。

（※審査結果の詳細内容についてのお問い合わせには応じかねます。）

4. 事業実施者の責務

事業実施者は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

（1） 事業の推進

事業実施者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

（2） 助成金の経理管理

事業実施者は、交付を受けた助成金の管理に当たっては、助成金適化法、農林畜水産業関係助成金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等に基づき、適正に執行する必要があります。

また、事業実施者は、本事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

（3） 事業の進捗管理

本事業実施期間中、必要に応じて、本会及び技術開発部会による事業の進捗管理を実施し、所期の目的が達成されるよう、事業実施者に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行います。

事業実施者は、本事業における交付を受けた助成金の使用状況（実施状況報告書）や事業期間終了ごとの実施結果（実証結果報告書）についての報告をしなければなりません。

（4） 執行状況調査

事業実施者から提出される報告書及び必要に応じて行われるヒアリングに基づき、当該事業が申請内容、助成金の交付決定の内容及び条件に従って確実に実施されているかどうかの調査を本会及び技術開発部会が行います。

調査の結果によっては、本事業実施期間中であっても、事業計画の変更を求め、又は助成金の交付を中止することがあります。

（5） 取得財産等の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（取得財産等）の所有権は、事業実施者に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア 取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、本事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。

イ 処分制限期間においては、取得財産等のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、助成金の交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供する必要がある

るときは、事前に、本会の承認を受けなければなりません。

なお、本会が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた助成金の額を限度として、その収入の全部又は一部を本会に納付していただくことがあります。

(6) 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等（以下「知的財産権」という。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施者に帰属します。

また、以下の条件を守っていただきます。

ア 本事業により成果が得られ、知的財産権の出願及び取得を行った場合、又は実施権を設定した場合には、その都度遅滞なく、本会に報告しなければなりません。

イ 水産庁及び本会が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、無償で、当該権利を水産庁及び本会に許諾しなければなりません。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、本会が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、当該権利を第三者に許諾しなければなりません。

エ 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施者及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、本会以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に本会と協議して承諾を得なければなりません。

(7) 事業成果等の報告及び発表

事業成果については、各事業期間の終了後、必要な報告（実証結果報告書等）を行わなければなりません。報告された結果は技術開発部会の検証を経て本会のウェブサイトで公表されます。また、水産庁及び本会は、報告のあった事業成果を無償で活用できるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本会を通して水産庁に事前の了解を得るものとし、本事業によるものであることを必ず明記して、発表した資料等については水産庁及び本会に提出してください。また、水産庁及び本会の指摘を受けたにもかかわらず修正しないで発表する場合には、論文等の見解が水産庁及び本会の見解でないことを必ず明記しなければなりません。

5. 交付決定に必要な手続等

本事業助成金支援候補者の認定を受けた申請者には、本会から承認通知を発出します。当該実施計画が承認された申請者は交付申請書を本会に提出していただきます。交付申請書を確認し、問題がなければ助成金交付決定通知を発出します。

6. 必要な報告等

本事業実施要領に基づき、必要な報告書類を本会に提出して下さい。

7. 助成事業における利益等排除

助成事業において、助成対象経費の中に、助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、助成対象事業の実績額の中に助成事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

（１） 利益等排除の対象となる調達先

助成事業者（間接助成事業者を含む。以下同じ。）が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 助成事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 助成事業者の関係会社（助成事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに助成事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

（２） 利益等排除の方法

ア 助成事業者の自社調達の場合

・原価をもって助成対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

・取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる時は、取引価格をもって助成対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 助成事業者の関係会社からの調達の場合

・取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる時は、取引価格をもって助成対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

8. その他

- （１） 審査の結果、支援の候補者として選定された者であっても、本会からの助成金交付決定の通知以前に実施した事業は、助成対象とはなりません。
- （２） 本事業完了後の助成金の実績報告の際に、必要に応じ本会の現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがあります。
- （３） 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管する必要があります。
- （４） 取得財産等がある場合は、（３）の帳簿等は、（３）の規定にかかわらず取得財産等の処分制限期間中は整備保管しなければなりません。

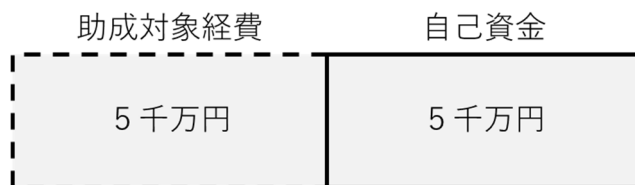
別紙1 経費の説明

○共通事項

助成事業を行うにあたり、当該事業について区分経理を行ってください。助成対象経費は当該事業に要した経費であって、助成対象事業以外の事業と明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によってその金額等が確認できるもののみが対象となります。

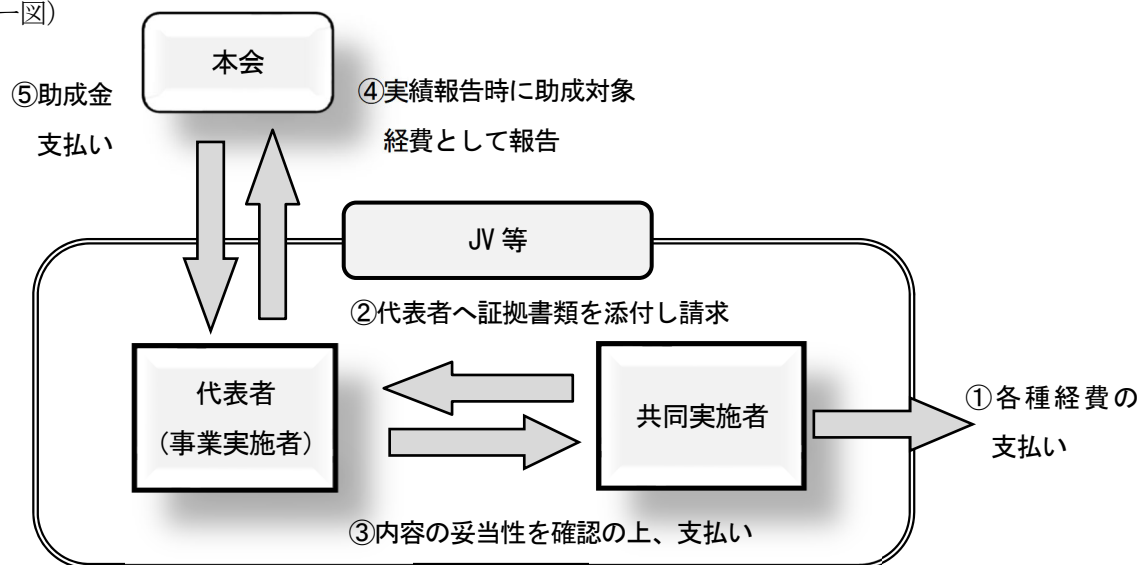
また、総事業費を確認するため、自己資金についても、算出してください。

(イメージ例)



- ・ 証拠書類とは、代表的には仕様書、見積書（合見積書）、発注書、契約書、納品書、請求書、領収書（振込依頼書、通帳写等）となります。
- ・ グループで事業を実施する場合、代表者が行う事業に限らず、共同実施者が行う事業についても代表者が行う事業として助成対象とすることができます。ただし、助成金の交付を受ける者は代表者であるため、代表者が支出する経費のみが助成対象経費となります。

(フロー図)



1. 本事業の対象となる経費のうち、助成対象となる経費

① 人件費

事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とします。人件費の算定にあたっては、別添の「助成事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に従うこととします。

なお、人件費は謝金の支払対象者に対して支払うことはできません。

<注意事項>

- ・従事者ごとに業務日誌の作成が必要となります。(業務日誌には、他の委託事業・助成事業及び自主事業等の従事時間・内容を当該助成事業と重複して記載しないよう十分注意が必要です。)

② 賃金

事業を実施するため新たに発生する業務(資料整理・収集、販売促進助成、調査の助成等)を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給、法定福利費)とします。単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。事業計画書等を提出する際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります(この設定する賃金単価によって、事業費を算出することとなります。)

<注意事項>

- ・雇用者ごとに作業日報や雇用関係書類等の作成が必要となります。
(作業日報には、他の委託事業・助成事業及び自主事業等の従事時間・内容を当該助成事業と重複して記載しないよう十分注意が必要です。)

③ 謝金

助成事業の実施に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費とします。

<注意事項>

- ・謝金の単価は事業実施主体の内部規定等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。

④ 旅費

事業実施主体が行う各種活動の実施に必要な出張に係る経費(交通費、宿泊費、日当等)とします。既存の旅費規程等に基づき、出張伺い・報告等を整理し、適正な経理処理を行ってください。規定等がない場合には、同地域における同業種・同規模の企業の運用を参考とし、ルールを策定する等合理的な運用を行ってください。また、必要最小限の人数で実施し、出張報告には、いつ、誰と、どこで、何をしたか記載したものを提出してください。なお、航空賃等については、安価なチケットの購入に努めてください。

<注意事項>

- ・助成対象となるものは、助成事業者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものとなります。なお、旅費規程等に定める場合であっても、原則としてグリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は助成対象となりません。

⑤ 消耗品費

事業を実施するために必要な消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に要する経費とします。

<注意事項>

- ・消耗品を助成対象経費として計上する場合には、証拠書類（見積・納品・請求書等）の作成が必要となります。
- ・事業を実施するにあたり必要な物品で備品に属さないものとなります。

⑥ 委託費

事業を実施するために必要な調査等を委託するために支払われる経費とします。

<注意事項>

- ・委託費が認められる業務は、委託することが必要かつ合理的・効果的な業務のみとなります。
- ・委託をする際は、委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である助成事業者に当該契約に係る成果物等が帰属されることが必要となります。
- ・委託費の額は原則として助成金の額の50%未満となります。
- ・委託先の選定に当たっては、原則として2者以上の見積競争により選定することが必要となります。ただし、委託する事業内容の性質上、2者以上から見積を取ることが困難な場合は、該当する企業を随意契約先とすることができます。その場合には、該当企業等を契約の対象とする理由書が必要となります。

⑦ 機械・備品費

機械・備品とは、本事業の実証課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格（税抜き）が5万円以上の物品（養殖システム等のシステムを含む。）とします。

<注意事項>

本事業は、現場での十分な実証及び評価が行われていない最新の技術を導入して実証を行い、必要に応じて技術の改良等も含めた技術体系の最適化により、実証計画において定めた目標の達成を目指すものであることから、実証を行う機械・備品等は購入による調達を想定しています。ただし、改良等に取り組める体制が整っておらず、当初から改良等の取組が見込まれない場合は、レンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースでの調達など、経済性の観点から最適な方法を検討してください。なお、ファイナンスリースの場合は、リース契約期間を法定耐用年数以上、毎月均等支払とし、実証期間を超えるリース期間の支払については原則として、自費での対応となります。

⑧ その他

「その他」とは、事業を実施するために必要な設備の賃借料（リース又はレンタル料等）、労働者派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費、文献購入費、光熱水料、通信運搬費（切手、電話、実験用機器等の運搬費等）、複写費、印刷製本費、会議費（会場借料等（飲食代（会議等における茶、コーヒー等簡素な茶菓に係る経費）を除く。）、）、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等で「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、雑誌論文等による事業成果等の発表上やむを得ず必要となる経費、収入印紙代等の雑費等、他の費目に該当しない経費です。

2. 自己資金として計上できる経費（研究機関は①～④、民間企業は①～③が対象）

① 1の助成対象経費

② 設備備品の償却費

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該助成対象事業に用いた管理日誌等により利用実績が確認できることを条件とします。

③ 当該助成対象事業実施前に保有していた試験研究用消耗品（試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外）

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるものとしします。

④ 間接経費

研究機関等（民間企業等を除く）が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費です。本事業の遂行に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、本事業の助成対象経費として充当すべきもの以外の経費で、本事業の助成対象経費の30%を上限として計上できます。

※ 研究機関等とは、都道府県、市町村、公設試験研究機関、地方独立行政法人、大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人をいう。民間企業等とは、民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者をいう。

※ ②及び③の計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該組織の中に独立した資産管理部門があることを条件とする。

別紙2 審査基準

(1) 採点項目

次の採点項目に沿って事業計画書ごとに各委員が採点を行い、支援候補者を選定する。

① 実証事業支援を遂行する上で、必要不可欠な能力について

ア 実証事業計画の目的は公募要領に沿っているか。	10 点満点
イ 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。	10 点満点
ウ 課題の抽出・分析方法は妥当なものであるか。	10 点満点
エ 実証事業を行う上で遂行可能な人員の確保がなされているか。	10 点満点
オ 円滑な事業遂行のために実施体制が組まれているか。	10 点満点
カ 実証事業を行う上で必要な設備、環境を有しているか。	10 点満点
キ 実証事業を行う上で十分な営業基盤及び資本を有しているか。	10 点満点
ク 円滑な業務遂行のための実施体制が組まれているか。	10 点満点
ケ 円滑な業務遂行のための会計処理体制が組まれているか。	10 点満点

② 事業内容の妥当性・将来展望について

ア 養殖業成長産業化に繋がるような提案内容であるか。	20 点満点
イ 養殖業成長産業化に貢献することを理解し、事業成果の検証・共有に意欲的か。	20 点満点
ウ 事業成果の実用化・産業化の見込みが期待できるか。	20 点満点
エ 事業内容と計上経費が妥当であるか。	20 点満点

(2) 加点ポイントについて

次の項目に基づくポイント付けを行い、各委員採点に加点することとする。

対象魚種が、水産庁が策定した「養殖業成長産業化総合戦略」に定められた戦略的養殖品目に該当している。	10 点
自己資金として、民間企業等が任意で負担する比率が高い場合は、以下の式で算定されるポイントを加点できる。 (0.5-助成率) × 10 (小数点第1位四捨五入)	上限 5 点

(3) 採点について

①～②の各項目の採点を合算した点数（評価委員が採点した平均点）を総得点（170 点満点）として、総得点が 100 点に満たない場合、もしくはいずれかの採点項目で「不可」（0 点）の評価を一つでも受けた場合は支援候補者から除外される。